

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年3月7日

横浜市契約事務受任者
横浜市緑区長 岡田 展生

- 1 契約の概要
長津田保育園調理室漏水修繕
- 2 履行(納品)場所
緑区長津田保育園調理室
- 3 契約日
令和5年2月20日
- 4 履行日又は履行期間
令和5年2月20日
- 5 契約金額
79,200円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
株式会社 水野工務店
横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘1-3-28
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
漏水の突発的な発生により、当園職員及び園児の安全面の観点から、早急に修繕を依頼する必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
上記相手方は、漏水発生日中の対応が可能であった唯一の業者であったため。
- 9 所管課
緑区こども家庭支援課